

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

目次

◇訓 令 鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令(人事課)

訓 令

鳥取県訓令第七号

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成四年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員勤務評定規程(昭和五十年十月鳥取県訓令第四号)の一部を

次のように改正する。

別表中

本 庁	
課長補佐 室長 総括主計員 係長 総務室主任 主幹 主計員 副検査専門員 企画員 分室長 小作主事 専門技術員 船長 機関長	課長 課長補佐 被評定者が室に属する職員にあつては、室長
右以外の職員 室長(係を置く) 室の室長を除く。 係長 主計員 主幹 企画員 分室長 船長 被評定者が課の内部組織に属さない職員にあつては、課長補佐	課長 局長 部長

を

本 庁	
課長補佐 室長 室長補佐 総括主計員	係長 総務室主任 主幹 主計員 副検査専門員 企画員 分室長 小作主事 専門技術員 船長 機関長
課長 全県公園化推進 室長	課長補佐 室長補佐 被評定者が室に 属する職員にあ つては、室長 (全県公園化推 進室長を除く。)
部長 局長	課長 全県公園化推進 室長
右以外の職員	室長(係を置く 室の室長及び全 県公園化推進室 長を除く。) 係長 主計員 主幹 企画員 分室長 船長 被評定者が課の 内部組織に属さ ない職員にあつ ては、課長補佐

に、

この訓令は、平成四年十月一日から施行する。

附 則

課長	室長	分室長
----	----	-----

を

課長	室長
----	----

に改める。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三千元(送料を含む)】